

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する
第1次報告書 参考資料

平成23年10月

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会

とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する 第1次報告書 参考資料 目次

I	とちぎの元気な森づくり県民税事業の概要	
1	とちぎの元気な森づくり県民税創設（税条例制定）の経緯	1
2	とちぎの元気な森づくり憲章	2
3	とちぎの元気な森づくり県民税条例	3
4	とちぎの元気な森づくり県民税による各事業の概要（平成20年度）	5
5	とちぎの元気な森づくり県民税の施策概要	7
6	平成20～22年度とちぎの元気な森づくり県民税事業実績 及び平成23年度計画一覧	8
7	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会評価（抜粋）	9
II	とちぎの元気な森づくり県民税事業を取り巻く社会情勢の変化等	
1	森林・林業再生プラン概要（林野庁資料）	10
2	森林環境保全直接支援事業の概要	11
3	森林整備加速化・林業再生基金事業の概要	12
4	新たな「とちぎの森づくり」の展開	13
5	とちぎの元気な森づくり県民税に対する意見等	14
III	とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しの方向性	
1	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業対象森林について	18
2	とちぎの元気な森づくり里山林整備事業対象森林について	19
3	とちぎの元気な森づくり県民税事業「森を育む人づくり」 事業実施状況	20
4	「元気で安全な奥山林整備」の見直しの方向性	21
5	「明るく安全な里山林の整備」の見直しの方向性	27

とちぎの元気な森づくり県民税創設（税条例制定）の経緯

時 期	事 項
H17. 9	<u>有識者懇談会</u> を設置し、 <u>森林環境税（仮称）の導入を検討</u> していくことを明らかにする。
H17.11	「 <u>県民協働森づくりに関する有識者会議</u> 」を設置する。
H17.12 ～ H18. 7	平成17年12月第1回県民協働森づくりに関する有識者会議を開催、以後6回の会議を経て平成18年7月末、 <u>「県民協働による森づくりのための提言」</u> が提出される。 【提言要旨】 ・ 公益的機能を持つ森林を県民共有の財産と捉え、社会全体で支える新たな取組が必要。 ・ 財源として県民の合意を得た上で「森林環境税（仮称）」の創設が適当。 ・ 県民協働のための県民の理解促進が必要。
H18. 8 ～	市町村長、関係機関への説明、県民への広聴・広報のための説明会等開始。（説明会、パンフレット配布などで約6万人の県民に説明） 地域フォーラム（11月～1月：7回）、シンポジウム(2/3)開催
H18. 9	荒廃した森林を再生するには、県民全体で支える新たな取組を早急に着手する必要がある、 <u>森林環境税（仮称）の平成20年4月からの導入を目指していく</u> 旨を明らかにする。
H19. 2	税の使い道や課税期間のほかに、税率を個人は700円、法人は法人県民税均等割額の7%とすること、さらに市町村への交付金制度を創設していくことを明らかにする。
H19. 3	パブリック・コメントの実施。（3/30～5/1）。 意見数：91名、162意見 （税反対意見は6名、うち4名は森林整備の必要性は認識）
H19. 6	6月議会において「 <u>とちぎの元気な森づくり県民税条例</u> 」上程。 6月26日同議会において <u>条例案可決</u> 。
H19. 7. 3	<u>「とちぎの元気な森づくり県民税条例」</u> 公布。
H20. 3.25	本県の森づくりの基本的な理念や行動目標を分かりやすく県民に示すため、県・とちぎの元気な森づくり県民会議の提唱により、 <u>「とちぎの元気な森づくり憲章」</u> を制定。
H20. 4. 1	<u>「とちぎの元気な森づくり県民税条例」</u> 施行。

とちぎの元気な森づくり県民会議では、
今後、県民がそれぞれの立場で
自発的な行動が起こせるよう、運動を進めて参ります。

見直す『森と木の文化』 引き継ごう『とちぎの元気な森』

私たちは、古くから暮らしの中で森や木材と深く関わり、森と木の文化を育んできました。先人の長年の努力により守り育てられてきた森は、県民みんなの財産として健全な状態で、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、荒廃した森の現状を理解し、新たな森づくり活動に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、本県の森に元氣を取り戻し、未来に贈るため、県民全員が考え、行動できるよう「とちぎの元気な森づくり憲章」を制定します。

私たちは、

1. 森からの恵みに感謝し、語り合い、森への理解を深めます。
2. 暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます。
3. 木の文化を見つめ直し、暮らしの中で木材の活用に努めます。
4. みんなの理解と協力の輪を広げて、元気な森をつくります。
5. 100年後の未来のために、すべての生きものが豊かに生きられる元気な森を残します。

私たちは、「森と木の文化」を見直すとともに、それぞれの立場で「とちぎの元気な森づくり」に参加し、「森からの恵み」を後世に伝えます。

2008年3月25日 提唱
栃木県・とちぎの元気な森づくり県民会議

活動者ごとの行動目標の提案

区分	行動目標
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森の大切さに対する理解を深めます。 ・ 森林環境学習に積極的に参加します。 ・ 森づくり活動に積極的に参加します。 ・ 木の良さに対する理解を深めます。 ・ 県産材や県産木製品を積極的に利用します。
森づくり活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森づくり活動を実践します。 ・ 地域の人々の森づくりに対する意識を高めます。 ・ 関係者と連携して森づくりを進めます。
森林・林業・木材産業界 関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な森づくりを実践します。 ・ 持続的な林業経営を目指します。 ・ 林業技術者の確保に努めます。 ・ 木材の良さとその利活用をPRします。 ・ 良質な木材を安定的に供給します。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気な森づくりのための施策を進めます。 ・ 県民と一緒に元気な森づくりを進めます。 ・ 森づくりの情報を積極的に提供します。 ・ 森づくりへの県民の参加を支援します。 ・ 下流域の人々も参加する森づくりを進めます。

〇とちぎの元気な森づくり県民税条例

平成十九年七月三日
栃木県条例第四十号

とちぎの元気な森づくり県民税条例をここに公布する。

とちぎの元気な森づくり県民税条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保するため、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「とちぎの元気な森づくり事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるための森林の整備に関する事業
- 二 森林をすべての県民で守り育てることへの理解と関心を深めるための事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する施策を推進するために知事が必要と認める事業

2 この条例において「とちぎの元気な森づくり県民税」とは、次条及び第四条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十年度から平成二十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十二条の規定にかかわらず、同条に定める額に七百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る県税条例第三十二条に規定する法人等の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

(基金の設置)

第五条 とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てるため、とちぎの元気な森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第六条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

- 一 とちぎの元気な森づくり県民税に係る収入額に相当する額
- 二 とちぎの元気な森づくり事業に要する費用のための寄附金の額

(管理)

第七条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第八条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第九条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第十条 基金は、とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

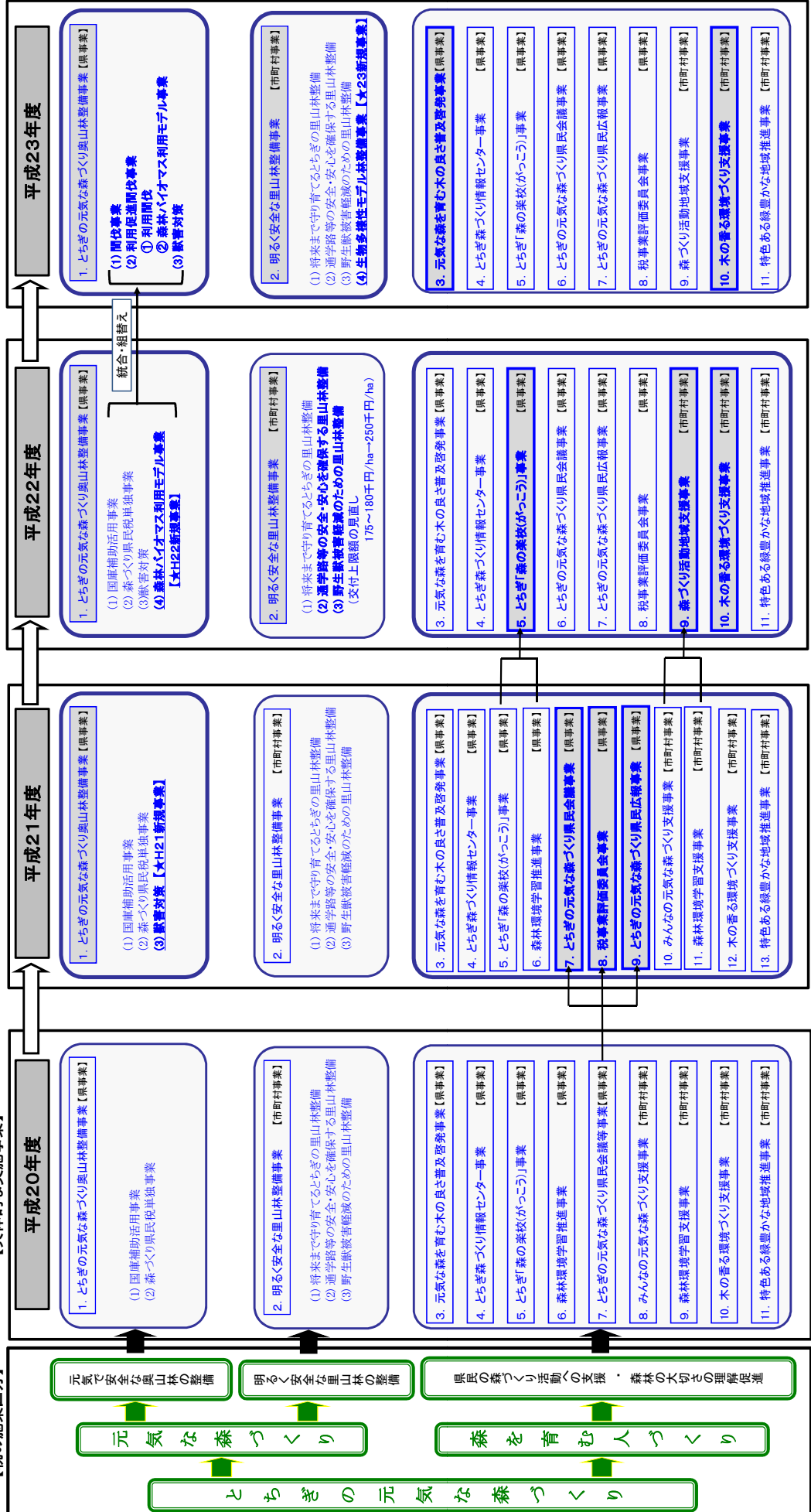
『とちぎの元気な森づくり県民税』による各事業の概要(平成20年度)

事業名	具 体 的 内 容	
元 気 な 森 づ く り		
1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業 【県事業】		
(1) 国庫補助活用事業	対象森林	長期間手入れ不足により荒廃している民有人工林。
	実施内容	伐採率(本数率)概ね35%の強度間伐。
	実施方法	国庫補助造林事業を活用。(国庫補助残に税を充当)
	所有者の制限等	保安林の指定や20年間の主伐・転用を禁止する協定を締結。
(2) 税単独事業	対象森林	長期間手入れ不足により荒廃している国庫補助対象外の民有人工林。
	実施内容	伐採率(本数率)概ね35%の強度間伐。間伐材の一部を小学校等の机・椅子に活用。
	実施方法	税財源のみの事業。(税100%)
	所有者の制限等	保安林の指定や20年間の主伐・転用を禁止する協定を締結。
2 明るく安全な里山林整備事業 【市町村交付金事業】		
(1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備事業	整備目的	景観保全機能、自然とのふれあい機能を向上させるために地域が将来まで守り育て残したい里山林を整備・管理する。
	対象森林	貴重な動植物が生息・生育していたり、古くから地域住民に親しまれた概ね5haのまとまりを持った里山林。
	実施内容	①藪の刈り払い、②樹木植栽、③歩道整備、④標識設置、⑤整備後(4年以内)の維持管理経費 ほか ※交付申請上限額 : 1,000千円/ha
	所有者の制限等	10年間の主伐・転用を禁止する協定を締結。
(2) 通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するための里山林整備事業	整備目的	通学路沿いや住宅地周辺にある暗くうっそうとした里山林を整備することで、見通しを良くし安全・安心を確保する。
	対象森林	通学路等片側50m以内(両側で最大100mまで)の区域にある藪化した見通しの悪い里山林。
	実施内容	①景観や見通しの障害となる不要木の除去や藪の刈り払い、②整備後(4年以内)の管理経費 ほか ※交付申請上限額 : 180千円/ha
	所有者の制限等	10年間の主伐・転用を禁止する協定を締結。
(3) 野生獣被害軽減のための緩衝帯としての里山林整備事業	整備目的	野生獣被害が発生する恐れのある里山林を整備し、野生獣が人里に近づけない環境を創出する。
	対象森林	獣害が発生する恐れのある田畑から100m以内の藪化した見通しの悪い里山林。
	実施内容	①獣害を引き起こす恐れのある森林にある不要木の除去や藪の刈り払い、②整備後(4年以内)の管理経費 ほか ※交付申請上限額 : 175千円/ha
	所有者の制限等	10年間の主伐・転用を禁止する協定を締結。

事業名	具体的内容
森を育む人づくり	
【県が行う“森を育む人づくり”】	
3 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業	将来を担う子どもたちに間伐材を使用した机・椅子を提供し、木を使うことをとおして木材の良さ、ひいては森林整備の必要性について理解を深める。整備計画1, 800基。
4 とちぎ森づくり情報センター事業	森林・林業・森林ボランティアに関する様々な情報の収集し発信する。森づくり活動のコーディネートやサポートも行う。
5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業	森づくり活動を行う人材の育成を図るための体験型講座を開催する。『森林や林業のしくみ・森づくり体験(入門編)』～『下刈り・間伐・植林の実践(実践活動編)』
6 森林環境学習推進事業	次代を担う子どもたちへ森林の大切さの理解促進を図るため、森林環境学習を推進する。交流会など森林環境学習活動の促進や森林環境学習指導者研修会の開催等を行う。
7 とちぎの元気な森づくり県民会議事業	平成19年10月16日に県内の57団体等で設立した「とちぎの元気な森づくり県民会議」が県民広報活動を行い、森づくり県民運動を展開していく。
森づくり推進活動	「森の日記念行事(フォーラムや森づくり活動等)」など、県民総参加の“森づくり運動”を積極的に展開する。
木づかい推進活動	「木を使う」体験活動や様々な木の使い方を提案することにより、木の良さ等について理解促進を図り、県民の“木づかい運動”を展開する。
普及啓発活動	森づくりニュースの発行により、県民に森林の大切さや森林整備の必要性を普及啓発する。
8 税事業評価委員会事業	税事業が適正に行われているかどうか、県民の視点に立って評価する税事業評価委員会を開催する。
9 とちぎの元気な森づくり県民広報事業	税制度等の周知を図るため、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用したり、パンフレットの作成等による広報を行う。
【市町村(市町村交付金事業)が行う“森を育む人づくり”】	
10 みんなの元気な森づくり支援事業	市町村が行う、市民やボランティアを対象とした森づくり活動や、森林を活用した「森に親しみ、森を楽しむ」取組を支援する。
11 森林環境学習支援事業	子どもたちを対象とした地域での森林観察会や森づくり体験活動などを支援する。
12 木の香る環境づくり支援事業	公共施設の木造・木質化や公共オープンスペースでの木材利用など、生活に身近なところで木にふれあう機会を創出する。
13 特色ある緑豊かな地域推進事業	名木保全や広域的な森づくり活動など住民のニーズに即し地域の創意工夫を凝らした特色ある取組を行う。

とちぎの元気な森づくり県民税の施策概要

【税の施策区分】



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
税施策の 主な見直し経過	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業での「散書対策」新規実施(H21～H24) ・奥山林整備事業間伐について森林整備加速化・林業再生事業と連携実施(H21～H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業での「散書対策」新規実施(H21～H24) ・奥山林整備事業の「通学路等の安全・安心」,「野生獣被害の軽減」整備交付上限額の拡充(175～180千円/ha→250千円/ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業での「森林バイオマス利用モデル事業」新規実施(H22～H23) ・奥山林整備事業の事業区分について統合・組替え ・奥山林整備事業での「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・奥山林整備事業間伐財源の見直し ・奥山林整備事業の事業区分について統合・組替え ・奥山林整備事業での「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・県民会議等事業から「税事業評価委員会事業」と「県民広報事業」を分離・独立 	<ul style="list-style-type: none"> ・一体的に実施可能な事業メニューの整理・統合 ・木の香る環境づくり支援事業において「木製ベンチの配布」を追加拡充 ・木の良さを普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化 	<ul style="list-style-type: none"> ・木の香る環境づくり支援事業において「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施 ・木の香る環境づくり支援事業による「木の香る環境づくり支援事業」の拡充 ・木の良さを普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化 	<ul style="list-style-type: none"> ・木の香る環境づくり支援事業において「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施 ・木の香る環境づくり支援事業による「木の香る環境づくり支援事業」の拡充 ・木の良さを普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化
元気な森づくり				
森を育む人づくり				